

香川県骨髄等提供者休暇制度導入支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を希望する者が骨髄等を提供しやすいよう、企業等に対し、ドナー休暇制度の自主的な整備を促すことにより、骨髄等の適切な提供の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「企業等」とは、県内に本店、支店、支社、営業所等が所在し、県内において事業活動を行う企業又は団体をいう。

2 この要領において「ドナー休暇制度」とは、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等を提供する場合に取得することが認められる休暇であり、かつ、就業規則等により定めのあるいわゆる特別休暇（有給）（以下「ドナー休暇」という。）の制度をいう。

(事業の内容)

第3条 県は、ドナー休暇制度を設けている企業等について、当該企業等からの申出に基づき、ホームページ、広報媒体等を活用して、広く周知を図るものとする。

2 県は、ドナー休暇制度を設けている旨の申出をした企業等において、従業員がドナー休暇を取得し骨髄等を提供したときは、当該企業等に対し知事感謝状を交付するものとする。

(ドナー休暇制度を設けている企業等の申出)

第4条 ドナー休暇制度を設けている旨の申出は、企業等が、ドナー休暇制度申出書（様式1）に、必要書類を添付し、行うものとする。

2 前項の必要書類は、ドナー休暇制度を設けていることが分かる社内資料の写し（就業規則、社内周知資料、社内研修資料等）とする。

(知事感謝状の交付方法等)

第5条 県は、1年度ごとに、前条第1項の規定による申出をした企業等に対し、従業員のドナー休暇の取得状況を調査し、知事感謝状の交付の対象者について確認するものとする。知事感謝状の交付の具体的な方法等については、別途定めるものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第6条 第4条第1項の規定による申出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(その他)

第7条 申出内容の個人情報は適切に管理し、目的以外の用途には使用しない。

附 則

この要領は、平成30年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月18日から施行する。